

学生の皆さんへ

奈良大学

学長 清水 哲郎

新型コロナウイルス対策下における学生生活について

新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、4月7日に7都府県を対象に発令された特別措置法に基づく「緊急事態宣言」は、4月16日にその対象地域が全国に拡大され、更に期間延長されることが政府から表明されております。宣言では、強い外出自粛と施設使用制限が要請されています。

本学でも、新型コロナウイルス感染症に対する基本方針や行動指針を策定し、各種行事の中止や延期、登校の全面停止、課外活動の禁止、Webによる遠隔授業の導入など、様々な対策を講じているところです。

学生の皆さんには、種々ご不便をお掛けしている事とは思いますが、これらの対策は皆さん自身や、大切なご家族はじめ周囲の方々の健康と生命を守るためのものであり、開学以来、例を見ない事ばかりではありますが、その実現と運用にあたって全学一丸となって取り組み、教職員一同、全力で努力を続けています。

こうした状況下において、生活を維持するためやむを得ずアルバイトをしている学生もあり、職場環境によってはコロナウイルス感染の危険性が否定できないケースもあるとの報告を受けています。

学生の皆さんにおかれては、自分の命を守ること、感染拡大の防止に努めることを第一とし、本学がとっている様々な対策の意味を今一度よく考え、正しい判断力と勇気をもって行動し、本学学生として相応しい生活を送っていただくよう、強く求めます。

共にこの災難を乗り越え、全ての学生・教職員が健康を害することなく、これからの奈良大学を築いていきましょう。

【生活に関する諸注意】

- 1) 不要不急の外出は昼夜を問わず控えて下さい。
- 2) クラブ・サークル団体、学友との会合・コンパは絶対に行わないで下さい。
- 3) 止むを得ず外出する場合、3密（密閉・密集・密接）の環境を避けて下さい。
- 4) アルバイト先では、自身の安全が確保できているかをよく見極め、適切に行動して下さい。特に、飲食・接客業への従事は極力避けて下さい。
- 5) 下宿先を長期に留守にする場合、空き巣、漏水、漏電等による火災への防止対策を講じて下さい。
- 6) 新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺、悪徳商法、悪質な勧誘等には十分気を付けて下さい。
- 7) SNS（Twitter、LINE、Instagram、Facebook等）の利用にあたっては、発言は慎重に行い、個人情報等の漏洩に注意して下さい。

【健康管理上の諸注意】

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫と接触を通じて感染しますが、閉鎖空間では近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また、無症状の人からの感染の可能性も指摘されています。これらのことから、

- 1) 人と人との距離をとること(Social distancing; 社会的距離)を意識しましょう。
- 2) 外出時はマスクを着用し、普段から咳エチケットを心がけましょう。
- 3) 家では換気に気を付けましょう。
- 4) 十分な睡眠をとり、食生活に気を付けるなど、自己の健康管理をしっかりしましょう。
- 5) 自分が感染しないことと同時に、他者に感染させないよう徹底することが必要です。特に身近に高齢者や病気で治療中の方などがいる場合は、自分の健康とともに他者の健康を守るという意識を持ちましょう。

【生活支援・学修支援について】 （学生支援センター学生担当 0742-41-9505）

1) 日本学生支援機構 給付奨学金（家計急変）

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援制度が設けられました。詳しくは下記リンク先をご参照下さい。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

2) 日本学生支援機構 貸与奨学金＜緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）＞

現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合、申し込むことができます。詳しくは下記リンク先をご参照下さい。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

3) 奈良大学緊急支援貸与金（無利子）

学修を熱望するが経済的理由により緊急に学費の支弁が困難になった本学学生に対し、学業継続の援助を目的として貸与します。

貸与年額 : 456,000 円を上限とする希望額

返 還 : 卒業後、年賦返還 10 年以内

4) 奈良大学遠隔授業の実施に伴う無利子貸付金

遠隔授業の実施に伴い、PC等の機器やネットワーク環境が整わない本学学生に対し、その購入・環境整備代金の一部または全部を貸与し、学修支援を行います。

貸与額 : 100,000 円を上限とする希望額（5,000 円単位）

返 還 : 貸与後、1 年以内

5) 奈良大学短期貸付金（無利子）

家庭からの仕送りの遅延、緊急帰省、急病、災難などの理由により、一時的・緊急に生活費の支弁が困難になった本学学生に対し、学業継続の援助を目的として貸与します。

貸与額 : 5,000 円以上 30,000 以内の希望額（1,000 円単位）

返 還 : 貸与後、3 か月以内

6) 学費延分納

学費納入が遅れる場合は、「学費延分納願」の提出により、学費前期分（4月30日納入期限）は8月31日まで、学費後期分（10月31日納入期限）は2月28日まで、延納（または分納）することができます。

7) 特別定額給付金（仮称）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした、特別定額給付金（仮称）事業の実施が予定されています。詳しくは下記リンク先をご参照下さい。

https://www.mext.go.jp/content/20200423-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html